

令和3年度

主 要 事 務 事 業

企画総務常任委員会

目 次

世田谷区総合教育会議（政策企画課、教育総務課）	1
計画行政の推進（政策企画課）	2
自治権拡充に向けた地方分権改革と都区制度改革 （政策企画課、財政課）	5
外郭団体の改善（政策企画課）	9
行政評価の推進（経営改革・官民連携担当課）	10
行政経営改革の推進（経営改革・官民連携担当課）	11
業務改善の推進（経営改革・官民連携担当課）	12
マッチングによる政策の推進 （経営改革・官民連携担当課）	13
官民連携の推進（経営改革・官民連携担当課）	14
寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進 （経営改革・官民連携担当課、総務課、課税課）	15
情報化の推進（ICT推進課）	16
せたがや自治政策研究所による政策研究 （政策研究・調査課）	19
基幹統計調査（政策研究・調査課）	21
持続可能な財政基盤の維持（財政課）	22
区のおしらせ「せたがや」の発行（広報広聴課）	23
FM放送（広報広聴課）	25
区政PR（広報広聴課）	26
区民の声（広報広聴課）	31
お問い合わせセンター運営（広報広聴課）	33

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策 （総務課、人事課、職員厚生課）	34
公文書管理制度、情報公開制度及び個人情報保護制度の徹底 並びに情報セキュリティの確保（区政情報課）	35
人材育成の推進及び働きやすい職場づくり （人事課、研修担当課、職員厚生課）	37
障害者雇用の推進（人事課）	41
公有財産の有効活用（経理課）	42
災害時の物資確保（経理課）	42
入札・契約制度の改善（経理課）	43
公契約条例の適正な運用（経理課）	44
区税の賦課（課税課）	45
区税徴収の推進（納税課）	46
債権管理の強化（納税課）	47
公共建築保全業務の推進 （公共施設マネジメント課、施設営繕第一課、 施設営繕第二課）	48
効果的な新公会計制度の運用 （経営改革・官民連携担当課、財政課、経理課、 公共施設マネジメント課、会計課）	51
支出命令のホームページ公開に向けた取組み（会計課）	52
参考資料	
新実施計画（後期）の推進（企画総務領域）	53

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部、教育委員会事務局

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	世田谷区総合教育会議 (政策企画課、教育総務課)	「世田谷区総合教育会議」を設置し、首長と教育委員会が連携して教育政策の方向性を共有することにより、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。	241千円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2次世田谷区教育ビジョンの重点事業や教育に関する今日的なテーマについて議論し、区長と教育委員会が教育政策の方向性や推進の方策などを共有する。 2. 世田谷区の教育における課題等を区民と共有するため、区民に開かれた場において議論を行う。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、インターネットライブ配信等の会議形式も視野に実施する。 3. 教育委員会が主催する区民参加型の世田谷教育推進会議シンポジウム等と同日に開催するなど、区と教育委員会が連携・協力して実施する。

令和3年度主要事務事業

政策経営部

区分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>計画行政の推進 （政策企画課）</p>	<p>基本構想（平成25年9月議決）を実現するため、基本計画、新実施計画（後期）及び総合戦略の推進を図るとともに、次期実施計画を策定する。</p> <p>（計画期間）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本計画 平成26年度（2014年度）～令和5年度（2023年度） 2. 新実施計画（後期） 平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度） 3. 総合戦略（第2期） 令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度） 4. 次期実施計画 令和4年度（2022年度）～令和5年度（2023年度） 	<p>—</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本計画の推進 平成25年9月に区議会において議決された基本構想を実現するため、平成26年度を初年度とする基本計画を進めるとともに、区民への周知に取り組む。 2. 新実施計画（後期）の推進 基本計画を実現するための平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度）に推進する新実施計画（後期）について、施策や事業の取組みを進める。 3. 総合戦略の推進 「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した総合戦略（第2期）について、施策・事業を新実施計画（後期）と一体的に推進し、引き続き取り組む。 <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	計画行政の推進 （政策企画課） （続き）			4. 次期実施計画（令和4年度～令和5年度）の策定 新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体の価値観や行動が大きく変容しつつある状況のなか、世田谷区政策方針を踏まえながら、次期基本計画の策定も見据え、重点的な取組みを明確にした区民にわかりやすい計画として、「（仮称）世田谷区未来つながるプラン（実施計画）」を策定する。 （1）基本的な考え方 ・現在の計画の継続ではなく、次期基本計画においても柱となり得る以下の4つの新たな政策の柱を設定する。 ①高齢者・障害者をはじめ区民の健康と生命を守る ②区民・事業者の活動を支え、地域活性化 ③子ども若者の学びと育ち ④新たな自治体経営 ～コロナ後を見据えたまちの活力創出～ （次頁に続く）

令和3年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	計画行政の推進 （政策企画課） （続き）			<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画に掲げているマッチングによる組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により進める施策を次期実施計画に位置づける。 （2）今後のスケジュール（予定） <li style="padding-left: 20px;">令和3年 9月 議会報告（素案） パブリックコメント <li style="padding-left: 40px;">11月 議会報告（検討状況） <li style="padding-left: 20px;">令和4年 2月 議会報告（案） <li style="padding-left: 40px;">3月 計画策定

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3 年度事業（目標）	3 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	自治権拡充に向けた地方分権改革と都区制度改革 (政策企画課、財政課)	自治の推進のため、地方分権の時代に即した自治権の拡充を総合的に推進するべく、地方分権改革及び都区制度改革について検討を進める。	326千円	<p>1. 地方分権改革について</p> <p>【第一次地方分権改革（平成5年～）】 国と自治体の役割の明確化、自治体の自主・自立性の向上等</p> <p>【三位一体の改革（平成13年～）】 国庫補助負担金の削減、税源移譲、地方交付税の見直し</p> <p>【第二次地方分権改革（平成18年～）】 平成23年4月第1次地方分権一括法に始まった国から地方への権限移譲や規制緩和は、平成26年5月第4次地方分権一括法をもって367の法律が改正され、地方分権改革推進委員会の勧告事項には一通り対処したとされている。</p> <p>(提案募集方式) 平成26年度より、従前の国主導による委員会勧告方式から地域の実情や課題に精通した地方の発意と多様性を重視し、個々の地方自治体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入され、第5次地方分権一括法等により法整備が進められてきた。以降、第10次地方分権一括法まで成立している。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

令和3年度主要事務事業

政策経営部

区分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	自治権拡充に向けた地方分権改革と都区制度改革 （政策企画課、財政課） （続き）			<p>（提案募集方式の活用）</p> <p>区はこれまで特別区長会を通じて「産後ケア事業の法的事業化」、「児童相談所の設置権限の移譲」「公園施設として設置される建築物の許可手続の見直し」などを提案している。「産後ケア事業の法的事業化」については、「母子保健法の一部を改正する法律」が第200回臨時国会において成立し、現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」を母子保健法上に位置づけ、各市町村に実施の努力義務を規定するなどの改正が行われた。</p> <p>（第11次地方分権一括法）</p> <p>令和3年3月に閣議決定された第11次地方分権一括法案（9法律を一括改正）は通常国会において審議中となっている。区としては23区で連携し、法施行に伴う影響調査を進めている。</p> <p>引き続き、提案募集方式を活用し、課題解決のため積極的に発意していく。</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	自治権拡充に向けた地方分権改革と都区制度改革 （政策企画課、財政課） （続き）			<p>2. 都区制度改革について</p> <p>平成12年改正地方自治法により、特別区が「基礎的な地方公共団体」として位置づけられるとともに、都と特別区の役割分担及び財源配分の原則が規定された。一方で、都区の大都市事務の役割分担などの根本課題が積み残されたため、事務配分や区域のあり方、税財政制度について検討を進めるべく、平成18年に都区のあり方検討委員会を設置し、検討を続けているが、都区の見解が乖離していることもあり協議が難航している。</p> <p>（事務配分）</p> <p>検討対象事務444項目について方向性の整理をしたものの、区域再編の議論により検討が止まっている。一方で、早期に検討が必要であった児童相談所の設置については、都区のあり方検討委員会と切り離して検討した。</p> <p>（区域のあり方）</p> <p>将来の都制度や東京の自治のあり方について、都と区市町村共同の調査研究を目的として平成21年に東京の自治のあり方に関する研究会が設置された。区域のあり方については、研究会の成果等を踏まえ必要に応じ議論することとしている。（次頁に続く）</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3 年度事業（目標）	3 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	自治権拡充に向けた地方分権改革と都区制度改革 （政策企画課、財政課） （続き）			<p>（税財政制度） 平成 20 年に区側から検討の必要性を提言したが、都側の見解は時期尚早としており、具体の議論には至っていない。</p> <p>3. さらに自治権拡充の検討について 区は、最も身近な基礎自治体として、地域の実情や区民生活の実態に即した総合的な行政サービスを目指すとともに、持続可能な自治体経営の仕組みを目指し、さらに自治権拡充の検討を進めている。</p> <p>（既存の枠組みにとらわれない検討） 政令指定都市や中核市といった既存制度への移行や、現行の都区制度の改善などを前提としたものではなく、既存の枠組みにとらわれないことなく検討を進めていく。</p> <p>（基礎調査を踏まえた検討） 令和 2 年度に実施した政令指定都市との事務比較や地方交付税のシミュレーション等の基礎調査・研究を踏まえ、都区制度改革や拡充すべき権限など、さらに検討に取り組む。</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	外郭団体の改善 (政策企画課)	<p>区と外郭団体が取り組むべき改革の方向性を示した「外郭団体改革基本方針」に基づき、区と外郭団体の役割分担や連携のあり方、事業方針などの見直しに取り組む。</p> <p>各団体のコンプライアンス向上やガバナンス強化に向けた指導・調整のほか、団体が自立した経営のもと、公益性と専門性を活かした区民サービスの向上及び一層の効率的・効果的な経営体制の確立を実現するための取組みを推進する。</p>	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外郭団体改革基本方針に基づく取組み <ol style="list-style-type: none"> (1) 外郭団体のあり方に関する見直し (2) 外郭団体への委託事業に関する見直し (3) 財政的支援・関与の見直し (4) 人的支援・関与の見直し (5) 中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見直し 2. 新実施計画（後期）の最終年度を迎え、外郭団体改革基本方針に基づく取組みを集中的に進める。外郭団体所管部において団体事業への考え方を整理し課題を把握したうえで、庁内PTを中心とした検討体制により各団体の設立目的に沿って専門性や事業の必要性を検証し、役割に応じた団体のあり方を見直すなど、年度内に見直しの方向性をまとめる。 3. 区と外郭団体の総合的な調整と各団体共通の課題についての協議及びその他情報交換等を行うため、外郭団体連絡協議会や外郭団体連絡会議を開催する。

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	行政評価の推進 (経営改革・官民連携担当課)	<p>新実施計画（後期）事業を対象とし、政策、施策、事務事業の3層による評価を行い、計画のPDCAサイクルを回すことで、施策の進行管理を適切に行うとともに、区民への説明責任を果たす。</p> <p>また、新実施計画（後期）事業以外の事務事業の評価については、新たな視点により評価対象事業を抽出し、所管課とともに評価結果の検証、課題分析等を行い、行政経営改革に繋げる。</p>	—	<p>1. 新実施計画（後期）事業の評価 事業の成果の達成度、成果に対する取組みの寄与度や、新公会計を活用したフルコスト分析により、論理的かつ客観的な評価を行う。また、「横断的連携により進める取組み」や「区民・事業者と参加と協働により進める取組み」の観点から評価を行う。 政策、施策の評価結果は決算付属資料「主要施策の成果」で議会に報告する。</p> <p>2. 事務事業等の評価 新規事業として開始し3年程度を経過した事業や、成果や手法に課題を有する事業を中心に評価対象事業を抽出し、成果指標や単位あたりコストなどにより客観的な分析を行うとともに、必要性、有効性、効率性等の観点から総合的な評価・検証を実施する。</p>

令和3年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	行政経営改革の推進 (経営改革・官民連携担当課)	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による厳しい財政状況を踏まえ、持続可能で強固な財政基盤の確立を目指し、新実施計画（後期）における行政経営改革の取組みを推進する。</p> <p>また、行政評価に基づく政策効果の向上や事業手法の転換、業務改善を推進する。</p> <p>これまでの行政経営改革の取組みを振り返り、次期実施計画（令和4年度～令和5年度）における行政経営改革の取組みを策定する。</p>	495千円	<p>1. 新実施計画（後期）に基づく取組みの推進</p> <p>新実施計画（後期）（平成30年度～令和3年度）における行政経営改革について、計画最終年度にあたって各取組みで掲げる到達点に向けて着実に推進する。</p> <p>2. 行政評価に基づく行政経営改革の推進</p> <p>事務事業評価の手法をもとに、手法の見直しによる効率化や適正化、民間資源の活用、他事業との再編、事業の再構築などの具体的な改善策を構築し、次期実施計画に位置づけ、計画的に推進する。</p> <p>3. 次期実施計画（令和4年度～令和5年度）における行政経営改革の取組みの策定</p> <p>コロナ禍の影響によって浮かび上がった課題等を踏まえ、次期実施計画における行政経営改革の取組みを策定する。</p>

令和3年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	業務改善の推進 (経営改革・官民連携担当課)	行政経営改革の一環として、業務のプロセスを作業ごとに切り分け、手順や所要人数、時間を分析する「業務プロセス分析」を実施する。結果をもとに、業務手順の見直しのほか、業務の自動化、業務切出し委託などによる定型的業務の効率化を図る。	616千円	<p>1. 業務改善の実施及び推進 業務プロセス分析を実施し各部の業務改善を支援するとともに、そのノウハウを全庁で共有するなど各部へ働きかけ、業務改善を推進する。</p> <p>2. 定型的業務の効率化 業務プロセス分析等をもとに、RPA (Robotic Process Automation)の順次導入やOCRの活用(紙帳票のデータ化)、業務切出し委託化など、定型的業務の効率化に取り組む。</p>

令和3年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	マッチングによる政策の推進 (経営改革・官民連携担当課)	基本計画の視点に掲げた、「マッチングによる政策の推進」を実施するため、縦割りを超えた様々な分野や主体を横つなぎ・組み合わせ、政策の推進と啓発を行う。	60千円	<p>1. マッチングの推進 重点政策の推進や区が抱える課題について、マッチング推進会議や重点政策部会において、庁内外のマッチングの推進による課題解決に向けた取組みを検討し、庁内への働きかけを行う。</p> <p>2. マッチング意識の定着 行政評価より横断的連携や参加と協働の実績を抽出し、マッチング事例集を作成するなど、職員に対しマッチングについての啓発を行い、庁内連携、官民連携、自治体間連携、区民参加と協働の取組みなど、マッチング意識の定着を図る。</p>

令和3年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	官民連携の推進 (経営改革・官民連携担当課)	世田谷区官民連携指針に基づき、民間事業者からの提案や区の政策課題の解決に向けた官民連携の取組みを推進する。	26千円	<p>1. 民間事業者からの提案募集及び連携実施に向けた調整</p> <p>民間事業者からの提案を随時受けるとともに、民間事業者や所管課との対話により連携実施に向けた調整を行う。また、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による行政課題や地域課題に着目し、提案や課題を、対話実績のある民間事業者を中心に積極的に提示し、連携実現に向けて取り組む。</p> <p>世田谷区DX推進方針に基づき、民間企業等が有するデジタル技術の知見を活かした官民連携を進める。</p> <p>2. 政策課題解決に資するテーマ設定型の活用</p> <p>区がテーマを設定して解決に向けたアイデア等を募集する「テーマ設定型」の手法の活用等により区の政策課題の解決に資する官民連携の実現を図る。</p> <p>3. 内部ノウハウ等の向上</p> <p>官民連携の実績を庁内において共有するとともに、官民連携セミナーを開催し、庁内の官民連携推進に向けた啓発を行う。</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部、総務部、財務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進 （経営改革・官民連携担当課、総務課、課税課）</p>	<p>区民の参加と協働による支え合いの輪が広がる地域社会の実現を目指し、区に対する寄附制度への理解を深めるための啓発活動に努める。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、寄附金募集を継続することで、対策の充実を図る。</p> <p>厳しい財政状況を踏まえ、ふるさと納税に起因する税源流出の抑制に取り組む。</p>	13,593千円	<p>ふるさと納税に起因する区民税の減収による諸課題への対応及び寄附文化の醸成を図るために設置した「世田谷区ふるさと納税対策等本部」等を通じ、以下の取組みを進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ふるさと納税制度による税源流出の現状と制度の問題点のPR 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ふるさと納税による税源流出により、区の財政状況は大変厳しいものとなっていることや、制度の問題点等を区民等にPRし、税源流出の抑制に取り組む。 2. 寄附獲得に向けた取組み 寄附文化の醸成に向け、「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金」を始めとした取組みや基金への寄附を促進するよう、広報活動を充実する。 3. ふるさと納税制度の見直しに向けた取組み 制度見直しに向けて、国へ働きかけを行う。

令和3年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>情報化の推進 （ICT推進課）</p>	<p>世田谷区情報化事業計画 （後期：平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度））に基づき、情報化を実施するとともに、世田谷区情報化事業計画（調整：令和4年度～令和5年度）を策定する。</p>	<p>4,476,548千円</p>	<p>1. 情報化推進計画・情報化事業計画の推進 情報化推進計画（平成26年度（2014年度）～令和5年度（2023年度））を実現するため、情報化事業計画（後期：平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度））について、各個別事業の進捗を管理し、推進する。</p> <p>2. 情報セキュリティ強化対策 ・情報セキュリティ強化策として実施した、庁内ネットワーク分離やメール無害化、都区市町村情報セキュリティクラウドとの連携など、安定的な運用を行う。 ・情報システムに対するサイバー攻撃等の事案が発生した際に状況の把握、被害拡大防止、復旧、再発防止を的確に行うためにCSIRTを設置し、定期的な訓練を実施する。</p> <p>3. 情報化推進体制の強化 ・ICT・情報セキュリティ研修を通じた人材育成を進める。 ・CIO・CISOアドバイザーを活用した、CIO・CISO補佐体制及び情報政策立案機能の強化を進める。 （次頁に続く）</p>

令和3年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	情報化の推進 （ICT推進課） （続き）			4. 新たなICT技術を活用した情報化推進 ・モバイル端末や新たな技術の業務利用による行政事務の効率化、世田谷区役所版働き方改革の実現に向けた取組みを進める。 ・一層のクラウド化、仮想化等システム運用のスリム化による業務・システムの省力化を進める。 5. 公共施設の改修・改築等に伴う情報システム環境の整備 ・本庁舎等整備の進捗にあわせて、本庁舎等のネットワーク、共通基盤システムに関し、事業継続性を強化した整備計画を立案し、着手する。 ・区立小中学校、公共施設の改修・改築に伴うネットワーク整備を行う。

（次頁に続く）

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	情報化の推進 （ICT推進課） （続き）			6. 新型コロナウイルス感染症への対策【 政策方針(1) 】 ・分散勤務など柔軟な勤務体制に対応できるよう、モバイル端末を拡充する。 ・オンライン会議を促進し、対面機会を抑制するため、オンライン会議用PCを増設する。 7. 情報化事業計画（調整：令和4年度～令和5年度）の策定【 政策方針(4) 】 ・情報化事業計画（後期：平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度））に引き続く、情報化事業計画（調整：令和4年度～令和5年度）を策定する。 ・既存の共通基盤システムの調査、評価を行い、DX推進を支える次期システムの検討に取り組む。 今後のスケジュール（予定） 令和3年9月 議会報告（素案） 区民意見募集 令和4年2月 議会報告（案） 3月 計画策定

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	せたがや自治政策研究所による政策研究 (政策研究・調査課)	<p>区の政策形成基盤の強化を図るため、政策研究、基礎研究等を行う。</p> <p>令和3年度は、自治体経営のあり方に関する研究とデータの整備・活用等に取り組む。</p>	8,056千円	<p>1. 自治体経営のあり方に関する研究</p> <p>(1) 地域コミュニティの実態に関する調査 区内の地域コミュニティ実態把握のため、区民を対象に地域生活や地域活動に関する郵送調査を行う。</p> <p>(2) 地域行政に関する調査研究 地域行政の今後の施策展開に資するため、昨年度の研究を踏まえて他自治体の事例を収集し整理を行う。</p> <p>2. 世田谷区地域行政史調査研究 資料整理およびオーラルヒストリーの実施により、地域行政のあゆみを記録する。</p> <p>3. データの整備と活用</p> <p>(1) 政策形成力の向上とデータ活用の推進 庁内におけるEBPMの推進とデータ活用のあり方を研究する。</p> <p>(2) セタガヤ版データアカデミーの開催 職員のデータリテラシー向上を目的として、講義・ゼミ形式で実施する。</p> <p>(3) 次期基本計画に向けた将来人口推計 コロナ禍の影響を踏まえた将来人口推計の補正推計を行う。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

令和3年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基幹統計調査 (政策研究・調査課)	国、東京都、関係機関と連携し、調査方法、事務処理方法を十分に検討のうえ、基幹統計調査を円滑に実施する。	35,229千円	1. 令和3年経済センサス-活動調査の実施 ①調査期日 令和3年6月1日 ②調査区数 約500調査区 ③対象事業数 約43,000事業所 ④調査員数 約350名 ⑤指導員数 約20名 ⑥調査事項 事業所の名称、所在地、開設時期、従業者数、主な事業の内容、経営組織、売上金額等 ⑦回答方法 紙調査票およびインターネット回答

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	持続可能な財政基盤の維持 (財政課)	<p>新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の見通しが立たず、区財政は予断を許さない状況が続いている。こうした中、感染拡大防止対策と区民生活支援、区内経済の維持の両立を図りながら、子ども関連経費や社会保障関連経費の増加などの財政需要にも確実に対応する必要があることから、引き続き行政経営改革の取組みを一層進め、持続可能な財政基盤を維持する。</p>	—	<p>新型コロナウイルス感染症の状況や地域経済の動向など、区財政への影響を見極めながら、特別区税や特別区交付金などの歳入の見通しを適切に見込むとともに、本庁舎等整備をはじめとした投資的事業への基金と起債の計画的な活用など、財政負担の平準化も図りながら、行政経営改革の取組みを一層進め、財政の持続可能性を維持できる財政見通しを示していく。</p> <p>また、この財政見通しとともに令和4年度の予算フレームを示し、特別区債や基金を適切な範囲で活用しつつ、令和4年度当初予算を編成する。</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区のおしらせ「せたがや」 の発行 （広報広聴課）	区の施策や計画、制度、各種サービス等区民生活に必要な政策情報や行政情報を広く区民に提供し、区民の区政への理解と参加・参画を図る。	168,073千円	1. 定期号 (1) 発行回数 月 3 回（1・15・25日） 年間 35 回（1月15日を除く） (2) 発行形態 ・全区版（1・15日）タブロイド判 8・12 頁 ・地域版（25日）タブロイド判 4 頁 (3) 発行部数 1 号あたり 221,500 部 (4) 配布方法 ・新聞折込（日刊 6 紙） ・出張所・まちづくりセンター、図書館等の公共施設 ・新聞未購読世帯への戸別配付（3,304 件） ・その他 区内全駅等（48 駅）、郵便局（74 ヶ所）、コンビニエンスストア（107 ヶ所）、スーパー（10 ヶ所）、書店（11 ヶ所）、区内大学（9 ヶ所）、金融機関（27 ヶ所）、マンション（31 ヶ所）

（次頁に続く）

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区のおしらせ「せたがや」 の発行 （広報広聴課） （続き）			2. 特集号 パブリックコメントや選挙など特に重要な情報については、特集号を発行する。 ・発行予定 11回（予定） ・発行形態 随時発行 タブロイド判2・4・8頁 3. その他 (1) 広報紙アプリ「マチイロ」 いつでも好きな時に広報紙を閲覧できるように実施（令和3年4月19日現在登録者数：8,837人）。 (2) 多言語対応情報発信アプリ（カタログポケット） 区ホームページに掲載している広報紙について、多言語に自動翻訳し、読み上げる機能等を有するアプリへの掲載を平成30年6月から実施。

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	FM放送 (広報広聴課)	非常時の区民への的確な情報伝達手段とするとともに、平常時は区の実情や事業、生活に役立つ情報等を提供し、区政に対する理解の向上を図る。	49,823千円	<p>1. 非常時の緊急放送 非常時に災害対策本部からの最新の情報をエフエム世田谷で放送する（令和2年6月運用開始）。</p> <p>2. 平常時の世田谷区提供番組放送</p> <p>(1) 「世田谷通信」 区の実情に関連したテーマについての区長とゲストとの対談。区の施策やイベントの告知。レポーターによるまちの話題の紹介。 ①区長の談話室（各30分間） 第1・2日曜 11:30～ ②世田谷情報セレクト（各20分間） 毎週（月）～（金）9:30～、14:00～ 毎週（土）11:30～</p> <p>(2) 防災・防犯インフォメーション（各3分間） 防災・防犯情報の提供 毎週（月）～（金）17:30～ 毎週（土）・（日）16:55～</p> <p>(3) せたがやスクール・クルーズ（15分間） 毎週（金）12:45～</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区政PR (広報広聴課)	行政施策や日常生活に関わりの深い事業、施設情報等を様々な情報提供手法を活用して区民に伝え、区政に対する理解を深め、区民の区政への参加・参画を促進する。	19,319千円	<p>1. ホームページの活用推進</p> <p>より使いやすく分かりやすいホームページとなるよう迅速に情報提供を行うとともに、情報発信の安定性及び継続性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブアクセシビリティの向上 <p>障害者差別解消法への対応として全庁的に取り組んでいる音声読み上げ等のアクセシビリティ対応を徹底するため、確認作業の実施と庁内周知の徹底を継続する。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区政PR （広報広聴課） （続き）			2. メールマガジンの運営 区政情報を広く発信する手段の一つとして、メールマガジンを定期的に配信する。 (1) 登録人数 31,335件 （令和3年3月末現在） (2) 配信回数 ①区からのお知らせ情報：月3回 ②資源・ごみ収集日情報：収集日ごと ③ひとり親家庭支援情報：月2回程度 ④子ども子育て情報：月1回程度 ⑤発達障害に関する情報：月1回程度 3. せたがや便利帳の発行 区民が世田谷区に暮らすうえで役立つ行政情報を掲載した生活情報誌「せたがや便利帳」を発行・配布する。 (1) 発行 令和3年8月 (2) 部数 52,000冊 4. 世田谷区全図の発行 (1) 発行 令和3年10月（予定） (2) 部数 72,000部 （次頁に続く）

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区政PR （広報広聴課） （続き）			<p>5. 区政概要の発行【政策方針(4)】 区の施策・事業内容・行事等区政の概要や前年度の実績・統計数字等を掲載し、事務事業運営の資料や区政の記録及び情報資料として作成する。 事業手法を見直し、令和3年度から、図書館等での閲覧資料分以外の冊子の作成を中止とし、区ホームページでの電子データにより公開する。</p> <p>6. インターネット動画の制作・配信 区の施策や取組み、イベントや見どころの情報、区長記者会見など、様々な情報をタイムリーに分かりやすく提供する手法として動画を活用し、インターネットで配信する。手話やテロップ、テキストデータの添付等により障害者への対応を行う。</p> <p>7. 世田谷WEB写真館の運用 区内の名所や風景等の写真約900点を公開している。これらの写真データの貸し出しを通して、区の魅力を区内外へ広くPRする。</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区政PR （広報広聴課） （続き）			8. Twitterによる情報発信 平成30年1月から、総合支所ごとのアカウントを増設し身近な情報を発信するなど、情報発信の充実を図っている。 (1) 政策経営部広報広聴課 区の施策、イベント情報等 (2) 危機管理部 防犯、防災、危機管理関連情報等 (3) 子ども・若者 子ども・子育て支援、若者支援関連情報等 (4) 世田谷保健所 健康関連、食品衛生・環境衛生関連情報等 (5) 教育委員会事務局 区教育委員会事務局からのお知らせ等 (6) 各総合支所 地域ごとの身近な情報等 (7) 住民接種担当部 新型コロナワクチンの情報等 ※フォロワー総数／114,739人 （令和3年3月末現在） （次頁に続く）

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区政PR （広報広聴課） （続き）			9. Facebookによる情報発信 平成29年2月から、区内のイベント情報や見どころ、季節に応じたタイムリーな情報を中心に発信するなど、情報発信の充実を図っている。 ※フォロワー数/3,229人 （令和3年3月末現在） 10. LINEによる情報発信 令和2年度に開始した新型コロナウイルス感染症対策に係るLINEを活用した情報提供サービスの実証実験を踏まえ、令和3年度よりツールの機能と性質を活かした情報発信を行う。 ※友だち登録者数/2,350人 フォロワー数/2,156人 （令和3年3月末現在） 11. 広告収入の確保 印刷物の広告掲載やバナー広告、広告付映像モニターなどの広報媒体を活用して、税外収入の確保に努める。 （広報広聴課の広告料収入） <ul style="list-style-type: none"> ・「せたがや便利帳」への広告掲載 ・区ホームページへのバナー広告掲載 ・庁舎内映像モニターへの広告掲載

令和3年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区民の声 (広報広聴課)	区民の方々からの意見や要望等を収集・把握し、区の施策などの参考とする。	6,146千円	<p>1. 区民の声 区ホームページから寄せられた「区長へのメール」、「区長へのハガキ」、電話、FAX等、区民の方からの意見、要望、苦情を収集・把握し、担当所管課へ情報提供することで、区の施策や事業展開の参考とする。</p> <p>2. 区政モニター 区の施策等に係るアンケート等を行い、具体的な意見や提案を収集し、施策や事業の参考とする。</p> <p>(1) 対象者：第19期区政モニター 世田谷区在住で満18歳以上 公募、定員200人</p> <p>(2) 任期：2年（令和3年4月～令和5年3月）</p> <p>(3) 回数：年間4回</p> <p>(4) 公表：翌年5月下旬に報告書 (概要版あり) 区ホームページ</p>

(次頁に続く)

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区民の声 （広報広聴課） （続き）			<p>3. 区民意識調査</p> <p>区民が区政に対してどのような意見・要望を持っているのかを把握し、今後の区政運営を進めていくうえでの基礎資料とする。</p> <p>(1) 対象 世田谷区在住の満18歳以上の区民4,000人を無作為抽出 （外国人含む）</p> <p>(2) 方法 郵送配布・郵送回収またはインターネットによる回答</p> <p>(3) 期間 令和3年5月21日～6月4日</p> <p>(4) 公表 令和3年9月上旬に、報告書（概要版あり）、区ホームページ</p> <p>(5) その他 報告書の概要版は、英語や音声コードにも対応</p> <p>4. 区民意見募集</p> <p>区の主要な施策や計画等を策定する際に素案等の段階から公表し、区民の誰もが意見を述べたり、情報を知ったりできる機会を設けるとともに、寄せられた意見に対して区の考え方を付して公表している。</p> <p>(1) 区民意見提出手続（パブリックコメント）実施予定 6件</p> <p>(2) 区民意見募集 実施予定 11件</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	お問い合わせセンター運営 （広報広聴課）	区に関する手続きや制度、 催し物、施設案内等、様々な 問い合わせに、迅速に対応し、 区民の利便性の向上を図る。	78,257千円	1. 運営内容 ・開設時間 午前8時～午後9時 （年中無休） ・受付方法 電話、FAX、区ホームページ のメールフォーム ※FAX、区ホームページのメールフォーム では、24時間問い合わせ受付を実施

令和3年度主要事務事業

総務部

区分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策 （総務課、人事課、職員厚生課）</p>	<p>社会生活を維持する上で必要な施設として事業の継続が求められていることから、職員の健康管理や職場の応援体制の構築等に取り組み、組織全体として業務体制を確保する。</p> <p>世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、庁内関係機関の情報共有及び連絡調整を図り、総合的な対策を推進する。</p>	—	<p>1. 職員の健康管理と職場における感染拡大防止の取り組みへの支援【政策方針(1)】 職員の体調管理を最優先に、職場における徹底した感染防止対策を講じた上で、区の業務を継続するため、引き続き、執務場所の分散や週休日の振替、時差出勤等の職場分散に取り組むとともに、人的な応援体制の構築が求められる職場への必要な支援を行う。</p> <p>2. 「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」の運営等【政策方針(1)】 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局として、庁内関係機関と連携して、感染症対策の推進に取り組むとともに、区への対応や現状を区議会等に対し、適時適切に周知する。</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>公文書管理制度、情報公開制度及び個人情報保護制度の徹底並びに情報セキュリティの確保 （区政情報課）</p>	<p>公文書が区民の知る権利に不可欠であり、区民共有の知的資源であることに鑑み、重要公文書に関する規定を設けるため、公文書管理条例を改正する。</p> <p>また、広く区民に対して、公文書管理制度、情報公開制度及び個人情報保護制度の周知を図る。</p>	5,939千円	<p>1. 公文書管理条例について、永久保存となる特定重要公文書の保存と利用請求に関する規定を含む、重要公文書の取扱いに関する規定を設けるため、条例改正を行う。これに伴い、関連する情報公開条例、行政不服審査会及び行政不服審査会における費用負担に関する条例もあわせて改正する。</p> <p>今後のスケジュール（予定） 令和3年11月 常任委員会報告（条例改正案） 第4回区議会定例会（条例改正案）</p> <p>2. 区報や区ホームページ等を通じて、公文書管理制度の内容、情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等を区民へ情報提供する。</p> <p>3. マイナンバー（社会保障・税番号）制度等の適正な運営のために、監査を実施し、特定個人情報を含む個人情報その他の情報の情報セキュリティの確保を図る。</p>

令和3年度主要事務事業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公文書管理制度、情報公開制度及び個人情報保護制度の徹底並びに情報セキュリティの確保 （区政情報課） （続き）			4. 新任職員、会計年度任用職員、文書監督者等への研修を通じて、職員の知識向上や意識啓発に努め、公文書管理の適切な運用及び情報公開を推進するとともに、引き続き、適正な個人情報の取扱いを徹底する。

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>人材育成の推進及び働きやすい職場づくり （人事課、研修担当課、職員厚生課）</p>	<p>組織力の向上を目指し、行政系人事制度の改正を踏まえ、管理監督職の確保及び区政課題に対応できる人材の育成に取り組む。</p> <p>また、職員一人ひとりが心身の健康を保つとともに、生活と仕事を両立しながら、高い意欲をもって最大限の力を発揮し、区政に貢献できるよう、すべての職員にとって働きやすい職場環境の整備や組織風土づくりを進め、区政を担う人材の確保・定着に向けた取組みを推進する。</p>	34,647千円	<p>1. 職員の基本的な資質・能力の向上</p> <p>(1) 管理職に求められる能力の向上 管理職及び管理職候補者に対して、管理職としての自覚と組織管理の上での役割を認識させる研修を実施する。</p> <p>(2) 係長、主任に求められる能力の向上 監督職である係長について、少ない職場経験であっても、経験を補完し、監督者として求められる能力の向上を図る研修を充実する。また、コミュニケーションの中核となる主任に対する研修を充実する。</p> <p>(3) 公務員としての高い倫理観、人権意識の醸成 服務規律の確保、高い公務員倫理の確立、人権擁護への理解促進等を図るため、一定の年数単位で繰り返し研修を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	人材育成の推進及び働きやすい職場づくり （人事課、研修担当課、職員厚生課） （続き）			2. 若手職員の人材育成 （1）若手職員研修の充実 採用後10年間を職員育成の重点期間として位置づけ、自立した活力ある人財の育成に資する研修を実施する。また、新規採用職員の育成担当者や係長に対する支援研修を実施する。 OJTや庁内公開サイトの活用など、様々な研修手法について検討する。 3. 昇任意欲の醸成 （1）キャリア形成に係る研修の充実 主任及び係長昇任選考を翌年に控える職員に対し、今後の職業人生の具体的な計画を立てさせるキャリアチャレンジ研修を実施する。 4. 会計年度任用職員の職務知識の向上 （1）会計年度任用職員の育成に関する研修の実施 地方公務員法の適用を受ける会計年度任用職員に対し、求められる基礎知識や実務知識習得に係る研修を実施するとともに、選択研修や共催研修の参加を促進する。 <div style="text-align: right;">（次頁に続く）</div>

令和3年度主要事務事業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	人材育成の推進及び働きやすい職場づくり （人事課、研修担当課、職員厚生課） （続き）			5. 職場研修の実施及び支援 （1）職場研修の支援 各所属で実施する職場研修が、より円滑に運営されるように相談、情報提供を行い、会場や研修用機材の貸出しを行うことで職場研修の充実に資する。 6. 働きやすい職場づくり （1）メンタルヘルスの推進 採用時や昇任時の機会をとらえ職員に対し、自身の心のケアに関する研修を実施するとともに、管理監督者に対し初期支援や復職支援の手法を習得させる等、ストレスマネジメントに関する研修を実施する。また、個々の職員のストレスチェックも併せて実施し、メンタル不調が見られる職員へは産業医面談等を実施する。 （2）ハラスメント防止の推進 「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」に基づきハラスメントゼロを目指すとともに、職員が快適に働くことができる職場や相談しやすい環境づくりに努める。 （次頁に続く）

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	人材育成の推進及び働きやすい職場づくり （人事課、研修担当課、職員厚生課） （続き）			（3）働き方改革の推進 「新たな超過勤務ルール」等による勤務時間の適正管理及び職員のワーク・ライフ・バランスの推進策に取り組む。また、過重労働にかかる産業医の面接指導の強化により職員の健康管理に取り組む。

令和3年度主要事務事業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者雇用の推進 (人事課)	法定雇用率を充足し、またさらに雇用率の向上を図るため、計画的に障害者を採用するとともに、障害のある職員が、安心して安定的に働くことができる職場づくりに、全庁をあげて取り組む。	—	<p>1. 雇用率充足に向けた障害者の採用 障害のある職員がその適性を活かし、今後の活躍を見据えた業務の切り出しや職域の拡大を図り、正規職員・会計年度任用職員を計画的に採用して法定雇用率の充足とさらなる雇用率の向上を図る。</p> <p>2. 障害者の活躍を推進する体制整備 障害者活躍推進計画に基づく取組みを全庁をあげて進めていくため、推進体制の整備を図るとともに、研修等の取組みを通じて、職員に障害に関する理解の促進を図る。 (1) 計画の推進体制として進捗管理を行う 障害者活躍推進会議の設置 (2) 障害のある職員を配属する職場に加え、全職員や全管理職を対象とした障害や障害者の就労に関する理解を促進する研修の実施</p> <p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備 障害のある職員が活躍できる環境づくりに向け、職務環境の整備を行う。 (1) 障害のある職員への採用初年度における面談の実施とその後の状況に応じた定期面談の実施</p>

令和3年度主要事務事業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>公有財産の有効活用 （経理課）</p>	<p>世田谷区公有財産有効活用指針に基づき、区が所有する区有地等（土地・建物）の有効活用を図る。</p>	—	<p>全庁的に区有地等の現況調査を実施し、土地バンク運営委員会において、有効活用の検討を行い、区事業及び区事業関連での暫定利用、民間事業者への貸付け、売払いなど、活用の推進を図る。</p>
	<p>災害時の物資確保 （経理課）</p>	<p>災対物資管理部として、大規模災害時における物資や資器材の確保を図る。</p>	—	<p>大規模災害時における指定避難所の電源を補完するため、電源として活用できる車両を扱う事業者との災害時協力協定の締結を進める。</p>

令和3年度主要事務事業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法															
	入札・契約制度の改善 (経理課)	入札・契約制度について、引き続き透明性、競争性、公正性を確保するとともに、社会状況の変化に対応した制度改革の検討を進める。	—	<p>1. 建設工事、物品の調達、委託等の契約締結状況 【令和2年度実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">件 数</th> <th style="width: 15%;">金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工 事</td> <td style="text-align: center;">279</td> <td style="text-align: right;">14,908,013</td> </tr> <tr> <td>物 品</td> <td style="text-align: center;">296</td> <td style="text-align: right;">4,055,181</td> </tr> <tr> <td>賃貸借</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: right;">2,279,534</td> </tr> <tr> <td>委託等</td> <td style="text-align: center;">2,191</td> <td style="text-align: right;">39,213,889</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(経理課取扱い分)</p> <p>2. 入札方式 原則として、工事請負は一般競争入札を、それ以外（物品購入や委託等）は希望制指名競争入札を実施し、契約手続きの透明性、競争性、公正性の確保を図る。</p> <p>3. 入札制度改革 入札・契約制度について、社会状況の変化に伴う諸課題に対応した制度改革の検討を進める。また、粗雑工事や履行遅延などの不適格事案に対し、競争入札における指名制限の適用等の運用を厳格に行う。</p>		件 数	金額（千円）	工 事	279	14,908,013	物 品	296	4,055,181	賃貸借	43	2,279,534	委託等	2,191	39,213,889
	件 数	金額（千円）																	
工 事	279	14,908,013																	
物 品	296	4,055,181																	
賃貸借	43	2,279,534																	
委託等	2,191	39,213,889																	

令和3年度主要事務事業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公契約条例の適正な運用 (経理課)	公契約条例の実効性を確保するための各種施策を推進する。	—	公契約適正化委員会の答申(令和3年2月)を踏まえ、区内産業の経営環境の改善と適正な労働条件の確保に向け、公契約条例に係る周知徹底や労働条件の調査・確認の充実等とともに、入札制度改革の取組みを進める。

令和3年度主要事務事業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区税の賦課 (課税課)	公平かつ適正な賦課により、区税調定を確保する。	—	<p>特別区民税・都民税及び軽自動車税について、公平適正な賦課を行う。</p> <p>給与支払報告書又は特別徴収に係る異動届出書が未提出の事業所に対し、提出を勧奨し、さらに特別徴収対象者を増やし確実な税収へとつなげる。</p> <p>長引くコロナ禍における税務手続のさらなる電子化については、税制改正や国の方針等に基づき、必要なシステムを整備し、適正に対応する。また、電子申告の推進により、事務の効率化や省スペース化を図る。</p> <p>国が示した基幹システムの標準化への令和7年度中の移行に向け、庁内関係所管と情報共有に努め連携して推進していく。</p>

令和3年度主要事務事業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区税徴収の推進 (納税課)	<p>1. 特別区民税等の収納率向上</p> <p>2. 納付方法の利便性向上</p>	—	<p>1. 特別区民税等の収納率の向上</p> <p>(1) 現年度分の徴収の推進 文書による督促・催告、電話催告、訪問調査等を組み合わせ、効率的、効果的な徴収を図る。 新型コロナウイルス感染拡大が続く中、納税者の状況を丁寧に聞き取り公平適正な徴収に努める。</p> <p>(2) 滞納整理の推進</p> <p>①滞納者に対する財産調査、搜索、差押、公売などを効率的、効果的に実施する。</p> <p>②区外へ転出した滞納者の調査を実施する。</p> <p>2. 特別区民税等の納付方法の利便性向上</p> <p>(1) 導入済み納付方法の確実な運用 口座振替の利用勧奨とともに、コンビニエンスストア収納（モバイルレジを含む）・インターネット上のクレジット納付の円滑な運用を図る。</p> <p>(2) 新たな納付方法導入に向けた準備 納付機会の拡大に向けて、スマートフォンを活用した電子マネー決済の導入に向けた準備を進める。</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	債権管理の強化 (納税課)	区が有する債権について、全庁的な取組みによって、適正な債権管理と一層の徴収強化を図る。	—	<p>債権管理強化の重点取組みとして、債権管理重点プラン平成30～令和3年度（2018～2021年度）に基づき、債権管理委員会及び連絡会を通じて、具体的な取組みを進め、引き続き、全庁的に収入未済の縮減と一層の管理の適正化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 債権管理重点プラン平成30～令和3年度（2018～2021年度）に基づく推進状況の管理 2. 債権管理推進状況の調査 3. 徴収強化月間の実施 4. 債権管理研修の実施 5. 弁護士による私債権の整理・回収業務の実施（司法的手続きの強化） 6. 次期債権管理重点プラン（令和4～5年度）の策定

令和3年度主要事務事業

施設営繕担当部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公共建築保全業務の推進 (公共施設マネジメント課、 施設営繕第一課、 施設営繕第二課)	公共施設整備方針・公共施設等総合管理計画及び公共施設省エネ指針に基づき、良好な建物のストックを形成・維持し、コスト管理を推進する。 あわせて、工事の安全管理とスケジュール管理を徹底し、円滑な事業推進を図る。	534,749千円 施設営繕担当部予算 (右記の工事・設計は各所管課予算案件を含む)	1. 建設コスト管理 (1) 工事価格の適正化 (2) 標準建設予算単価の運用及び改訂 (3) 公共施設設計標準仕様書の活用 2. 既存施設の適正管理 (1) 修繕工事の適正見積の相談・確認 (2) 予防保全のための中長期保全の推進 (3) 施設経営情報システムの活用推進 3. 公共施設等総合管理計画 及び 建物整備・保全計画に基づく取組みと進行管理等 (1) 政策企画課と連携し、公共施設整備「事前協議」の運用等による進行管理等 (2) 施設整備シミュレーションの更新、実績情報精査、シミュレーション手法の検証・見直し支援、新たな技術的手法の検討・計画推進

令和3年度主要事務事業

施設営繕担当部

区分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公共建築保全業務の推進 （公共施設マネジメント課、 施設営繕第一課、 施設営繕第二課） （続き）			4. 公共施設における量・質の適正化 (1) 公共施設整備における相談・技術支援 (2) 維持管理経費の適正化(ESCO事業の推進、電力自由化の対応、維持保全業務の適正化等) (3) 「施設の財務データ等の分析実施要領」に基づく新公会計制度を活用した、施設の運営改善の取り組み 5. 公共施設マネジメント推進のための環境整備 (1) 公共施設白書データの管理・活用 (2) 新公会計制度による財務データの連携 (3) 公共施設マネジメントに関する情報発信の充実 6. 設計の実施予定案件(47件) (以下主なもの) ・池之上小学校改築実施設計 ・瀬田小学校改築実施設計 ・八幡中学校一部改築実施設計

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部、財務部、施設営繕担当部、会計室

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	効果的な新公会計制度の運用 （経営改革・官民連携担当課、財政課、経理課、公共施設マネジメント課、会計課）	財務諸表の経年比較を実施することにより、説明責任の一層の充実を図るとともに、事業別財務諸表の公表を行い、新公会計制度の多角的な活用を進める。	4,530千円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度財務諸表を決算の参考資料として議会に提出するとともに、財務諸表の経年比較を行い、財務諸表の概要と解説（概要版）に掲載する。 2. 令和2年度事業別財務諸表を公表する。 3. 決算付属資料「主要施策の成果」に財務諸表（行政コスト計算書）を掲載してフルコストを示すとともに、取組みの単位あたりコストを分析し、客観的な指標に基づく評価を行う。 4. 新公会計制度に関する職員研修を以下のとおり行う。 （実施予定） 5月：複式簿記研修（実務研修） 8月：財務分析研修（管理職研修） 8月：財務諸表の読み方研修（実務研修）

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

会計室

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	支出命令のホームページでの公開に向けた取組み (会計課)	区民への積極的な情報提供の観点から、支出命令の件名等をホームページで公開するためのシステム改修、庁内周知等の準備を行う。	5,390千円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 財務システムの改修 財務会計システム改修仕様の決定、およびシステム改修、テストを行う。 2. 入力ルールの決定 各所管で支出命令を入力する際のルールについて決定する。 3. チェック方法等の庁内周知 公開前の各所管による個人情報等のチェック方法等について、庁内周知を行う。

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

企画総務領域

区 分	事務事業名及び所管課	3 年度事業（目標）	3 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新実施計画（後期）の推進	「新実施計画（後期）平成 30 年度（2018年度）～令和 3 年度（2021年度）」における企画総務領域に関連する基本計画重点政策に基づく取組み、基本計画分野別政策に基づく取組み、行政経営改革の取組みを推進する。	—	<p>1. 基本計画重点政策に基づく取組み</p> <p>(1) 安全で災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の向上 <p>(2) 豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪のないまちづくり <p>2. 行政経営改革の取組み</p> <p>(1) 行政経営改革 10 の視点に基づく取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都区制度改革、地方分権改革 ・今後の自治体経営のあり方研究、検討 ・情報公開の推進 ・広報機能の充実 ・広聴機能の充実 ・寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進 ・勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革 ・執行体制の整備と人材育成 ・新たな行政評価手法の構築 ・効果的な新公会計制度の運用 ・官民連携の取組み ・補助金の見直し <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

企画総務領域

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新実施計画（後期）の推進 （続き）			<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化基盤の強化 ・ 時代にあった業務改善の取組み ・ 庁有車の削減（統廃合） ・ 区民利用施設等の使用料・利用料の見直し ・ 公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却 ・ クラウドファンディングの活用 ・ 区の刊行物等を活用した広告事業の推進 ・ 安全かつ効率的な公金運用 ・ ネーミングライツ、企業名称PR型官民連携事業の推進 ・ 債権管理重点プランに基づく取組み (2) 外郭団体の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 外郭団体改革基本方針に基づく取組み (3) 公共施設等総合管理計画に基づく取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画に基づく取組み